

## CHIGASAKI 市立病院だより

## 第51号

平成13年5月発行

発行/茅ヶ崎市立病院

茅ヶ崎市本村 5-15-1 TEL52-1111

## 服薬指導業務と院外処方箋



薬剤部 水野政義

## 1.服薬指導業務とは

砂糖1gや塩1gを飲んでも通常は体に大きな変化はありません。しかし、毒物や薬にはその1000分の1もしくは100分の1の量でも体に大きな変化をもたらすものがあります。

極少量で生物に大きな作用を有するという点において本質的に毒物も薬も同じものですが、少しでも生物の生存に有利なように作用する物質を薬と称し毒物と区別しています。

したがって、薬はある一定の範囲内で使ってはじめて薬となるわけで、使用法を一步間違えると薬は体にとって有害な物質となります。薬によっては使用してはいけない疾患がありますし、体の大きさや年齢によっても使用する量にちがいがります。

また、何種類かの薬を使用すると相互作用があらわれる場合があります。互いの薬の作用が強められる場合や弱められる場合があります、また、その相互作用が有効な場合と有害な場合があります。さらに、使用する時間によって薬の効き方がちがってきます。

薬を薬として有効に使用するためには、最少量で最大の効果をあげる使用法が理想です。

このため、使用前の状態（病状や各臓器の機能の状態など）を把握し使用量や使用時間を検討し、さらに使用後の変化を観察して薬の効果を最大限に活かす、これが服薬指導業務の主な仕事です。

(文責 宇佐見 英治)

## 2. 院外処方箋とは

近年医療は多様化・複雑化してきており、必ずしも1つの病院ですべて足りるとはいかない事もあります。厚生労働省も「医薬分業」を推し進めているのは皆様ご承知のことと思います。

患者さんひとりひとりが「かかりつけ薬局」を持っていただき、病院で処方されたお薬もそこで調剤してもらうものです。病院は一つと決めず、その時の症状に合わせて大・中・小病院を受診される方もいらっしゃると思います。そんな時「かかりつけ薬局」をもたれると良いと思います。

「かかりつけ薬局」をもたれますと、他の医療機関から出された薬、患者さんの体質、薬の副作用などを記録し、ほかに使用している薬との飲み合わせなどを総合的にチェックできます。また、薬に関する質問にも丁寧に説明できます。

昨年10月の新病院開院から、いくつかの科を中心に院外処方箋が出せるようになりました。診察のとき、院外処方箋をもらい、それを保険薬局へ出してください。全国どこの薬局でもかまいません。処方箋は発行日を含めて4日間有効です。御自分のかかりつけ薬局をここと決めてお持ちになれば、他の医療機関から出された薬との重複、飲み合わせ等、又体質等チェックし、薬を調剤し説明してくれます。

(文責 荻野 通)

調剤をすると同時に、その薬が患者さんに最大限有効に活かされる様にするのが私達、薬剤師の仕事です。医薬品情報提供用紙やまた実際にお話させていただいて、お薬を納得して使っていただきたいと思っています。

